

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">記載例</div>		提出書		施設占有者（店員等）が拾得			
		遺失物 13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。				令和 7 年 ● 月 ●● 日	
福岡県 博多 警察署長 殿		氏名又は名称		株式会社●●●●			
		住所又は所在地		福岡県福岡市博多区●●一丁目●●番●号			
※ 受理番号		電話番号その他の連絡先		092-XXX-XXXX			
※ 枝番	番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名、住所等	権利	拾得日時・場所	交付日時
		現金（内訳）	物 品				
	1	19,876円 (内訳) 1万円×1枚 5千円×1枚 千円×4枚 100円×8枚 50円×1枚 10円×2枚 1円×6枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財布 (黒、革製、二つ折り)</li> <li>・運転免許証 (福岡次郎名義)</li> <li>・クレジットカード</li> </ul>	氏名又は名称 店員 住所又は所在地 同上 電話番号その他の連絡先 同上	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 費用請求権放棄 <input checked="" type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同意 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	令和7年●月●日 午後1時45分 ●●ブース前	
	2	(内訳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポーチ (青色、革製、猫のイラスト)</li> <li>・鍵束 (家用鍵、トヨタのスマートキー、赤色カラビナ付き)</li> <li>・充電器</li> </ul>	氏名又は名称 店員 住所又は所在地 同上 電話番号その他の連絡先 同上	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 費用請求権放棄 <input checked="" type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同意 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	令和7年●月●日 午後8時20分 ●●●売場前	
	3	3,000円 (内訳) 千円×3枚	現金のみ	氏名又は名称 店員 住所又は所在地 同上 電話番号その他の連絡先 同上	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 費用請求権放棄 <input checked="" type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同意 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	令和7年●月●日 午前11時30分 ●●ショップ前	
備考							

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
  - 2 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
  - 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物権の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらのすべてを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、報労金のみを放棄している場合には報労金放棄の□内にレ印を、所有権のみを放棄している場合には所有権放棄の□内にレ印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。
  - 5 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは不明の□内にレ印は付すこと。

<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold; color: red;">記載例</div>		提出書		一般拾得者（お客等）が拾得			
		遺失物 13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。				令和 7 年 ● 月 ●● 日	
福岡県 博多 警察署長 殿		氏名又は名称 株式会社●●●●					
		住所又は所在地 福岡県福岡市博多区●●一丁目●●番●号					
※ 受理番号		電話番号その他の連絡先		092-XXX-XXXX			
※ 枝番	番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名、住所等	権利	拾得日時・場所	交付日時
		現金（内訳）	物 品				
	1	74,000円  (内訳) 1万円×6枚 5千円×2枚 千円×4枚	・ トートバッグ (紺、布製) ・ 札入れ (茶、布製、長財布、 ルイ・ヴィトン) ・ 定期券入れ (青、革製) ・ nimoca (チクホウケイコ)	氏名又は名称  博多 太郎  住所又は所在地  福岡市東区●●● ●-●-●  電話番号その他の連絡先  092-XXX-XXXX	<input checked="" type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 費用請求権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input checked="" type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<b>拾得者が全ての権利を主張する場合</b>  令和7年●月●日 午後5時25分 ●●エリア前	令和7年●月●日 午後5時35分
	2	3,000円  (内訳) 千円×3枚	・ 封筒 (茶、小倉五郎と記載)	氏名又は名称  天神 花子  住所又は所在地  福岡市西区●●●● ●-●●-●●  電話番号その他の連絡先  092-XXX-XXXX	<input checked="" type="checkbox"/> 有権 <input checked="" type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input checked="" type="checkbox"/> 費用請求権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input checked="" type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<b>拾得者が所有権のみを主張する場合</b>  令和7年●月●日 午前11時50分 ●●●売場前	令和7年●月●日 午後5時10分
備考		<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>○ 拾得物件を提出する際、提出書と拾得物件を照合するために、<b>拾得物件に提出書の番号を記載した荷札、小票等を添付する</b>などしていただくことスムーズに提出の手続きをすることができますので、ご協力ください。</p> <p>○ 報労金請求権・費用請求権・所有権のすべてを主張する場合は有権にチェックを入れてください。</p> <p>○ <b>拾得者が報労金請求権を主張される場合は、遺失者との間でお礼のやり取りを行う必要がありますので、拾得者は遺失者に氏名と連絡先を伝えること（氏名等の告知）に同意する必要があります。</b></p> <p>※ 警察が遺失者と拾得者の仲介を行うことはできません。</p> <p>○ <b>拾得者がすべての権利を放棄し、遺失者によるお礼の連絡を希望しない（匿名）場合は施設占有者（店員等）による拾得として提出してください。</b></p> </div>					

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。  
 2 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。  
 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物権の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらのすべてを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、報労金のみを放棄している場合には報労金放棄の□内にレ印を、所有権のみを放棄している場合には所有権放棄の□内にレ印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。  
 5 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは不明の□内にレ印は付すこと。